

南相馬市防災集団移転促進事業
移転元地の売却及び貸付け募集要項



令和6年3月

南相馬市

目次

移転元地の売却及び貸付けのまで流れ	1 ページ
1 募集内容について	2 ページ
(1) 売却又は貸付けを行う対象地	2 ページ
(2) 利用用途及び制限	2 ページ
(3) 応募できる土地について	3 ページ
(4) 応募者の資格	4 ページ
(5) 応募における留意点	5 ページ
(6) 応募受付期間	6 ページ
(7) 随時募集への移行	6 ページ
(8) 応募方法	7 ページ
(9) 応募受付の窓口、問い合わせ先	7 ページ
(10) 応募後の審査について	7 ページ
(11) 利活用候補者の決定方法	8 ページ
2 貸付けについて	8 ページ
(1) 契約方法と貸付期間	9 ページ
(2) 貸付料	9 ページ
(3) 土地の引き渡し等	9 ページ
(4) 複数ブロックを一体的に使用する場合の法定外公共物使用許可申請について	10 ページ
3 売払いについて	10 ページ
(1) 売払価格	10 ページ
(2) 売払価格の目安（参考価格）	10 ページ
(3) 売買契約	11 ページ
(4) 売買代金の納入	11 ページ
(5) 土地の引き渡し等	11 ページ
(6) 所有権移転登記及び買戻し特約	11 ページ
(7) 譲渡制限	12 ページ
(8) 目的外利用の制限	12 ページ
(9) 買戻し特約の抹消登記	12 ページ
(10) 複数ブロックを一体的に使用する場合の法定外公共物の払下げについて	12 ページ

様式集（記入例付属）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14 ページ

(1) (様式第1号) 防災集団移転促進事業移転元地

買受及び借受申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15 ページ

(2) (様式第2号) 誓約書(個人の場合)・・・・・・・・・・ 17 ページ

(3) (様式第3号) 誓約書(法人の場合)・・・・・・・・・・ 19 ページ

(4) (様式第4号) 防災集団移転促進事業移転元地買受け又は借受けに係る

関係法令等手続状況報告書・・・・・・・・・・・・・・・・ 21 ページ

(5) (様式第5号) 土地利用計画書・・・・・・・・・・・・・・・・ 25 ページ

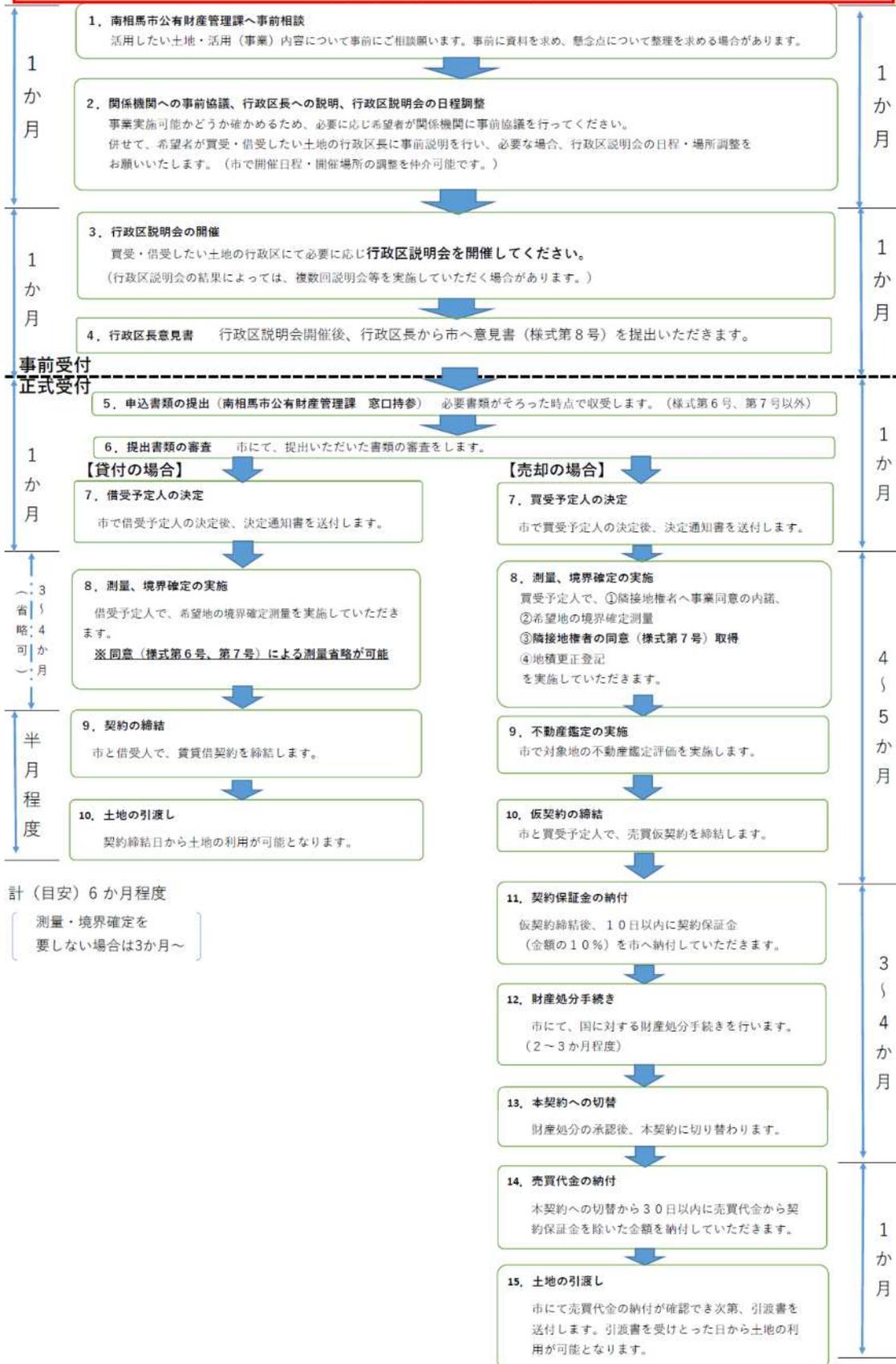
(6) (様式第6号) 同意書(借受予定人)・・・・・・・・・・ 27 ページ

(7) (様式第7号) 同意書(利害関係人)・・・・・・・・・・ 29 ページ

(8) (様式第8号) 意見書(行政区長)・・・・・・・・・・ 32 ページ

(利活用希望者向け) 売却・貸付けまでの流れ

公募開始 周知方法：広報・HP



計(目安)6か月程度

測量・境界確定を要しない場合は3か月~

計(目安)12か月程度

南相馬市では、東日本大震災の津波により被災した沿岸地域について、住宅の建築等ができない災害危険区域に指定し、被災された方々には安全な内陸へ移転していただく防災集団移転促進事業を行いました。事業により取得した防災集団移転促進事業移転元地（以下「移転元地」と言う。）の一部は、ほ場用地や防災林用地等に活用されています。

残る利活用予定のない移転元地についても有効に活用し、市沿岸地域の復興を進めるため、個人又は法人を対象として、移転元地の売却又は貸付を行います。

1 募集内容について

(1) 売却又は貸付けを行う対象地

移転元地のうち、市が使用する予定のない土地を売却又は貸付けの対象地とします（以下、「対象地」と言う。）。詳細な位置、地番や面積等については、土地カルテ（別資料）にてご確認ください。

また、現在公共事業等で現場事務所や資材置き場等として使用されている土地等は、使用終了後、今後市等で利活用予定が無い場合は、対象地へ移行します。

(2) 利用用途及び制限

対象地は、南相馬市の復興・まちづくりに資するための用途として以下の項目に利用していただけます。

公共的団体が公益目的で利用するもの。

事業再開・新規事業展開のため、工場、作業場用地、事務所又は倉庫として使用するもの。

事業用の資材置き場または駐車場として使用するもの。

農業を営むため農地、農業用格納庫として使用するもの。

その他、市長が復興に資するものとして土地利用を認めるもの。

ただし、移転元地の土地利用には以下の制限があります。また、禁止する用途に該当する利用はできません。

災害危険区域による制限

対象地は、全て災害危険区域に指定されており、住居・宿泊の用に供する建築物の建築はできません。

禁止する用途

ア 住居、宿泊を伴う利用

イ 公序良俗に反する用途、その他社会通念上不適切であるもの

例) 風俗営業、ギャンブル営業

ウ 産業廃棄物置場、振動、騒音、悪臭が著しいなど、管理上又は環境保全上不適切であるもの

例)・産業廃棄物関連の全ての施設

- ・リサイクル業の施設(車のリサイクルのための仮置きも含む)
- ・化学工場等
- ・大量の排水を伴う施設(50m³/日)

エ 周辺地域の環境や景観と調和がとれないもの

オ その他市有地の売却又は貸付けを行うにあたり、ふさわしくないと認められるもの

都市計画法及び各種法令等に基づく制限

都市計画法による開発不適地の除外のほか、利用の内容によっては、関係する各種法令等の制限を受ける場合がありますので、関係事業所又は市の関係部署へ事前協議をお願いします。なお、対象地は災害危険区域に該当し、開発行為に該当する整備はできません。

例)

- ・都市計画法に基づく制限(開発行為等)・・・市(都市計画課)
- ・景観に関する制限(福島県景観条例)
・・・福島県相双地方振興局(県民生活課)
- ・建築基準法に基づく制限(災害危険区域等)・・・市(建築住宅課)
- ・農地法に基づく制限(農地転用等)・・・南相馬市農業委員会
- ・農業振興地域の整備に関する法律(農振法)に基づく制限
(農業振興地域からの除外)・・・市(農地集積課)
- ・南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例に基づく制限
・・・市(環境政策課)
- ・水質汚濁防止法に基づく制限・・・福島県相双地方振興局(環境課)
- ・福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく制限
・・・福島県相双地方振興局(環境課)
- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律
・・・福島県相双家畜保健衛生所
- ・家畜伝染病予防法・・・福島県相双家畜保健衛生所

(3) 応募できる土地について

応募面積の上限及び下限は設けません。

買受け又は借受けのいずれかを選択できます。ただし、ブロックの一部を買受け、一部を借受けとして混合することはできません。

市が公開する土地カルテに記載されている面積は「登記簿面積」となりますが、実際に売却又は貸付けする面積は、買受予定人又は借受予定人において実施した「確定測量によって得られた面積」とし、確定測量後、地積更正登記を実施していただきます(確定測量、地積更正登記に係る経費は買受予定人又は

借受予定人の負担となります。)。境界確定測量から地積更正登記の手続きは、詳しくは土地家屋調査士へご相談ください。

例外として、借受けの場合、借受予定人にて様式第7号の内容に同意いただき、併せて様式第6号にて隣接地権者から同意をいただくことで、測量を行わずに土地を借受けすることが可能です。

しかし、測量を行わないことが原因の一端で生じた、借受人と利害関係人の間のトラブルにおいては、借受人の全責任においてご対応いただきます。市へ対応や責任、費用負担を求めることはできません。

ブロック単位による売却又は貸付けを原則とし、一部を除外することはできません。なお、応募受付期間終了後に随時募集へ移行後は、この限りではありません。

随時募集へ移行後も、売却又は貸付けの結果として、残地が袋地となる又は接道しなくなるよう除外する土地の売却又は貸付けはできません。

対象地は現状有姿のまま引き渡します。市で整備は行いません。

土地カルテ等と土地の現況が相違する場合には、現況が優先します。

以下のア)～キ)の事項については、市で実施しません。申請者・買受人・買受予定人又は借受人・借受予定人の費用負担にて必要に応じ実施してください。

なお、実施する事柄により市の同意・委任が必要な場合は、別途市へ同意・委任の依頼をいただきますようお願いいたします。

ア) 対象地の境界明示、確定測量及び地積更正登記

イ) 利害関係人(隣接土地所有者等)との協議、調整

ウ) その他土地利用に関する利害関係人、地域住民等と利用調整する事項が生じた場合の調整

エ) 埋設物調査、地盤調査及び土壌調査

オ) 地表及び地下に建物工作物等の基礎部分、残地物や埋設物があった場合の移動、撤去、処分及び汚染土壌対策等

カ) 敷地と接道する部分の改良や電気、上水道等の引き込み

キ) その他応募後に生じた、申請者・買受予定人・買受人・借受予定人・借受人の必要に応じて行う手続き、処理等

(4) 応募者の資格

個人、法人を問わず、次の～の条件に該当しない方は応募いただけません。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者(成年被後見人、被保佐人等で契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項に規定する

職員（公有財産に関する事務に従事する職員）

南相馬市暴力団排除条例（平成27年9月18日条例第31号）第9条
第2項に規定する暴力団関係者

市町村税を滞納している者など、契約の相手方として市長が不相当と認める者

申請書の提出があった際、申請者（法人の場合は役員を含む）が、暴力団関係者に該当するか否か警察当局へ照会する場合があります。

(5) 応募における留意点

1) 事業計画の検討

申請書の提出にあたっては、対象地において実現可能な事業提案となるよう、十分にご検討をお願いします。

2) 事前協議等の実施

事業の規模や内容によっては、行政機関との事前協議が必要になる場合があります。そのため、遵守すべき各種法令、福島県や南相馬市の条例、要綱等による手続きなどを利活用希望者で十分に確認し、内容を検討の上、ご応募ください。

応募前の事前協議等に当たっては、原則以下～の流れで実施願います。

南相馬市総務部公有財産管理課へ事前相談

関係法令の所管事業所や所管課に確認、協議

利活用希望者による買受け又は借受けを希望する移転元地の行政区長に説明（市で日程等調整の仲介可）

利活用希望者による買受け又は借受けを希望する移転元地の地元行政区を対象とした説明会（以降、「行政区説明会」と言う。）を実施する。

（市で日程等調整の仲介可）

3) 行政区説明会等の開催について

必ず行政区長へ事業計画の説明を行ってください。

行政区長説明後、原則として、行政区説明会を実施してください。

行政区説明会を開催する際には、事業内容を書いた資料をご準備ください。

必要部数は前段の行政区長へ説明時や、行政区説明会の日程調整時に行政区長へご確認ください。

行政区説明会を実施するための一切の費用（例：通知文印刷費用、通知発送郵送料、資料印刷費用など）は、利活用希望者の負担となります。

4) 行政区説明会の実施が不要となる場合

例外として、以下の～のいずれかの項目に当てはまる場合は、行政区説明会の実施は不要です。

隣地の所有者又は使用収益権を有する者が自己使用地と同目的で一体的に使用するために買受けもしくは借受ける場合（無目的の買増し・借増しは対象外）。

農業の用途（農業用格納庫含む）に供する場合で、「地域計画（旧・人農地プラン）」やそれに類する計画（担当：市農地集積課）にて、その地域の担い手として認められている場合 畜産関係を除く

その他、行政区長が行政区説明会実施を不要と判断した場合

5) 行政区長の意見書について

行政区説明会后、行政区長から市へ提出いただく意見書（様式第8号）にて、市は行政区長の意見、判断を確認します。

行政区説明会を実施した際に地域住民からいただいた意見については、可能な限り尊重していただきますようお願いいたします。

6) 事前協議の状況報告について

応募の際は、防災集団移転促進事業移転元地買受け又は借受けに係る関係法令等手続状況報告書（様式第4号）に応募時点での関係機関との事前協議の状況を記載してください。

7) 応募書類について

提出された応募書類以外に資料の提出を求める場合があります。

提出いただいた書類、資料は返却いたしません。

提出書類の作成費用等、応募に係る一切の費用は、利活用希望者の負担とします。

8) 現地の確認、境界杭について

市による利活用希望者への現地説明は行わず、物件の引渡しは現状有姿のまま行います。利活用希望者方は、自身で申請前に現地を確認してください。

場所によっては境界杭が存在しません。確定測量や境界杭の設置を行う場合は、借受予定人・買受予定人決定からなるべく3か月間に行ってください。

(6) 応募受付期間

令和6年3月15日（金）から令和6年5月14日（火）まで

（土日祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

応募受付について、市が求める必要な応募書類を全て提出された時点をもって正式な応募として受理します。事前相談の段階では応募をされたことにはなりませんのでご注意ください。これは随時募集に移行後も同様です。

(7) 随時募集への移行

応募受付期間中に応募がなかった土地や、応募があったものの審査や協議の結果、借受予定人又は買受予定人が決定しなかった土地について、応募受付期間終了後は、随時募集として応募を受け付けします。随時募集の応募受付は土日祝日、年末年始を除いて実施し、先着順で受け付けます。

(8) 応募方法

1) 応募提出書類

以下アからコの書類は、利活用希望者が直接持参によりご提出ください。

(提出された書類は返却しません。)

- ア 移転元地借受・買受申請書(様式第1号)
- イ 法人登記履歴事項全部証明書(原本)(応募者が法人の場合)
- ウ 住民票抄本(原本)(応募者が個人の場合)
- エ 誓約書(個人の場合:様式第2号、法人の場合:様式第3号)
- オ 関係法令等手続状況報告書(様式第4号)
- カ 土地利用計画書(様式第5号)
- キ 住民登録地又は本店所在地の市町村税の完納証明書
(または、これに相当する証明書)
- ク 直近2か年の決算関係書類(貸借対照表、損益計算書)
(応募者が法人の場合)
- ケ 金融機関発行の残高証明書(応募者が個人の場合) 直近1か月以内
- コ その他必要な書類(金融機関の融資証明書、融資計画書等)

2) 事業実施、測量及び境界に関する同意書

以下ア、イの書類は、市で買受予定人又は借受予定人の決定後、買受予定人又は借受予定人にて取得し、ご提出いただきます。詳しくは、土地家屋調査士等にご相談ください。(提出された書類は返却しません。)

- ア 同意書(借受予定人)(様式第6号)
- イ 同意書(利害関係人)(様式第7号)

3) 行政区長が市へ提出する書類

以下アの書類は、行政区説明会を実施した行政区の行政区長から市へ直接提出いただきます。

- ア 意見書(行政区長)(様式第8号)

(9) 応募受付の窓口、問い合わせ先

南相馬市役所 総務部 公有財産管理課

住所 〒975-8686

福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地(本庁舎3階)

電話 0244-24-5405

E-mail koyuzaisan@city.minamisoma.lg.jp (全て小文字)

電話にて問合せ時には「移転元地について」とお伝えください。

(10) 応募後の審査について

応募書類の提出後、内容の審査を行います。

審査の結果は文書にてお知らせします。

(11) 利活用候補者の決定方法

公募期間において、1つのブロックに複数の申請者から応募があった際、下記の優先順位にて利活用候補者を決定します。

優先順位

事業計画について、公共性の高いもの、復興に資するもの、ひいては雇用や収益が多く見込まれると思われる用途に使用するものを上位とします。

【第1順位】公共的団体が公益目的で利用する場合

【第2順位】事業再開・新規事業展開のため工場、倉庫、作業用地又は事務所として使用する場合又は、農業法人 1・農業を営む組織、個人が農業の用途に供する場合（営農型太陽光発電事業を除く）

1 農地利用にて法人が農地を取得する場合は、農地所有適格法人に限る

【第3順位】事業用の資材置き場（建物を建てないもの）又は駐車場として使用するもの

【第4順位】太陽光、風力発電等再エネ事業用地として使用するもの

【第5順位】第1～第4順位に当てはまらない用途に供する場合

利活用候補者の決定

- 1) 優先順位が最上位の者を利活用候補者とします。
- 2) 1) で同順位の場合、行政区長からの意見書において、希望される候補者がいる場合は、行政区長の意見を優先します。
- 3) 2) で同順位の場合で売却と貸付の区分が異なる場合、売却を優先します。
- 4) 3) で同順位の場合、隣接地権者を優先します。
- 5) 4) に該当しない場合は、一体的に使用するブロック数・面積が多い方を優先します。
- 6) 5) で決まらない場合は、市で抽選を行い、利活用候補者を決定します。

権利譲渡の禁止

利活用候補者は、その権利を他に譲渡することはできません。

随時募集に移行後は、先着順で借受予定人又は買受予定人を決定します。

2 貸付けについて

(1) 契約方法と貸付期間

契約方法および貸付期間は次のとおりです。

	契約方法	利用内容	貸付期間
	土地賃貸借契約	建物の所有を目的としない場合	10年以内で、市と借受予定人との間で協議により設定

	事業用定期借地権設定契約 1、2	建物の所有を目的とする場合	10年以上30年未満で、市と借受予定人の間で協議により設定
--	---------------------	---------------	-------------------------------

- 1 市と借受予定人は、借地借家法（平成3年法律第90号）第23条第2項に規定する事業用定期借地権を設定し契約することとし、市指定の契約様式を元に公正証書を作成し、公証人役場において締結します。公正証書作成に係る一切の費用は、借受予定人が負担するものとします。
- 2 事業用定期借地権については、契約の更新（更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。）及び建物の築造による存続期間の延長がなく、また、借受人は市へ建物の買取りを請求できないものとします。
借受人にて土地を30年以上継続して使用したい場合は、契約期間満了後に事業用定期借地権設定契約の再契約が必要です。

(2) 貸付料

貸付料の年額は下記の式のとおりとなります。

$$\text{年額} = 1 \text{ m}^2 \text{あたりの固定資産税評価額} \times \text{貸付面積} \times 4\%$$

貸付期間に1年未満の端数があるときの貸付料は日割り計算となります。貸付期間中に固定資産税評価額が変動した場合は、3年毎に貸付料を見直します。

周辺の同用途の土地賃借料と著しく賃借料が異なる場合は、上記の式によらず周辺の土地と均衡を図り調整する場合があります。

現在の地目による評価ではなく、借受事業者の土地利用計画に伴い、計画後の地目での評価となります。

（例）農地を農地転用後に工場を建設する計画の場合

農地の評価でなく「宅地」としての固定資産税評価額となります。

貸付料の納入

貸付料は、市が発行する納入通知書により、市が指定する期日までに全額納付してください。金額により、一括納付の場合と分割納付（年4回まで）となる場合があります。

(3) 土地の引き渡し等

土地の引き渡し

契約締結日に土地を引き渡します。このとき、土地引き渡しに係る受領書を市に提出していただきます。

契約不適合の場合

引き渡し後、借受人が土地の品質又は数量等に関して契約に適合しないこと（以下「契約不適合」と言う。）を発見しても、市は責任を負いません。また、

契約不適合が原因の契約は解除となりません。

原状回復義務等

借受人は、契約が貸付期間満了により終了したときは終了時まで、契約が解除、解約その他の事由により終了したときは終了後直ちに、地上又は地中を問わず、借受けした土地に存する業務施設その他附属させた工作物等一切を収去し、借受けした土地について契約締結した時の状態に復して、市に更地で返還しなければなりません。土地の原状回復に要する一切の費用は、借受人が負担するものとします。

権利の譲渡又は転貸の禁止

借受人は、賃貸借契約を締結した土地について、相続による借地権の承継の場合を除き、借地権を第三者に譲渡、又は土地の転貸を行うことはできません。

契約の解除

借受人の責めに帰すべき事由により、契約した用途を誠実に履行しない場合や、無断で契約外用途に借地を使用した場合、その他市が借受人との契約継続が困難であると判断した場合は、契約を解除するものとします。その場合、関係者に生じた損害は、原則として借受人が賠償するものとします。

(4) 複数ブロックを一体的に使用する場合の法定外公共物使用許可申請について

複数ブロックを一体的に使用したい場合、ブロックの間法定外道路・法定外水路等の使用が可能かどうかについては、南相馬市建設部土木課にご相談ください。

事前申請の際に、使用できる法定外道路・法定外水路等かご確認をお願いします。なお、実際に使用許可申請が可能となるのは、正式に「借受予定人」となった後となります。

3 売払いについて

(1) 売払価格

土地の売り払い価格については、不動産鑑定を実施した上で決定した「適正な時価」になります。買受予定人決定後、市が不動産鑑定評価を実施し、適正な時価を定めます。

不動産鑑定評価は、買受予定人の土地利用計画により、現在の地目と異なる地目での評価となる場合があります。

(例) 農地を農地転用後、工場を建設する計画の場合

農地ではなく「宅地見込地」の評価となります。

(2) 売払価格の目安(参考価格)

公開している土地カルテに記載の売払参考価格の設定基準は、以下のとおりです。あくまで参考価格となり、実際の売払い価格とは異なりますので、ご注意ください。

農地は農地として、宅地は宅地として、宅地と農地以外の地目は「宅地見込

地」として参考価格をお示ししています。

農地は農地の取引価格を基に算定した額を、農地以外は、固定資産税評価額を基に算出した額を記載しています。

(3) 売買契約

仮契約

買受予定人の決定後、市より売却決定通知書を送付いたします。その後、市と買受予定人が仮契約を締結することとなりますが、移転元地の買取が国の補助事業であることから、仮契約締結後、市が国に対して土地の処分申請を行う必要があります。国から処分について承認され次第、本契約への切替え、土地の引き渡しとなるまで、数か月要することとなります。

その際、契約書に貼付する印紙代と登記の際に必要な登録免許税を別途負担いただきます。

契約保証金の納入

仮契約締結の日から10日以内に、契約保証金として売買金額の10%相当額を市が発行する納入通知書により、市が指定する金融機関において納入していただきます。なお、契約保証金は売買代金に充当するものとします。

(4) 売買代金の納入

国からの土地処分承認が下りた後、仮契約から本契約へ切替えとなります。切替え後30日以内に、売買代金を市が発行する納入通知書により、市が指定する金融機関に納入していただきます（売買代金から契約保証金を差し引いた額を納入していただきます。）。

買受予定人が売買代金を市が指定する期日までに納入しないときは、市は契約を解除することができます。その場合契約保証金は市に帰属することとなります。

(5) 土地の引き渡し等

買受予定人が売買代金を完納した後に土地を引渡します。このとき、市から買受人に対し引渡書をお渡しするとともに、買受人は土地引渡しに係る受領書を市に提出していただきます。

引渡し後の公租公課は、買受人の負担となります。

引渡し後、買受人にて売却物件の契約不適合を発見しても、市は責任を負いません。

(6) 所有権移転登記及び買戻し特約

売買物件の所有権は、買受予定人が売買代金を完納したときに移転します。

土地の所有権移転登記は市が行います。所有権移転登記に要する登録免許税その他一切の費用は、買受人の負担となります。

ただし、所有権移転登記に併せ、買戻権の特約事項の登記を行うものとし、契

約後5年間に買受人が下記の「(7)譲渡制限」「(8)目的外利用の制限」に違反又は違反に類する事象を市が確認した場合は、市は契約を解除し、売買物件の買戻しできるものとします。

なお、市が買戻しを行ったときは、買受人は直ちに、地上又は地中を問わず、買受けした土地に存する業務施設その他附属させた工作物等一切を収去し、買受けした土地をこの契約を締結した時の状態に原状回復し、市に更地で返還しなければなりません。その際の土地の原状回復に要する一切の費用は、買受人が負担するものとします。

(7) 譲渡制限

売買契約を締結してから5年間は、相続による場合を除き、市の承諾を得ずに買受人が第三者へ土地を譲渡することができません。

(8) 目的外利用の制限

所有権移転から5年間は、市が承諾した場合を除き、契約書に記載した用途に供さなければならないものとします。

(9) 買戻し特約の抹消登記について

所有権移転後5年を経過すると、買戻権の特約事項の登記について、抹消登記することが可能となりますが、所有権移転後5年以上10年未満の期間は、市と買受人の両者による抹消登記手続きを行う必要があります。

所有権移転後10年以上経過した場合は、買受人単独で抹消登記手続きが可能となります。

いずれの場合も、抹消登記にかかる一切の費用は、買受人の負担となります。

(10) 複数ブロックを一体的に使用する場合の法定外公共物の払下げについて

複数ブロックを一体的に使用するためにブロックの間の法定外道路・法定外水路等の払下げを受けたい場合は、南相馬市建設部土木課にご相談ください。

事前申請の際に、用途廃止が可能な法定外道路・法定外水路等かご確認をお願いします。なお、実際に払下げ申請が可能となるのは、正式に「買受予定人」となった後となります。

様式集
(記入例付属)

様式第1号

令和 年 月 日

南相馬市長 様

住所
氏名 印
連絡先

南相馬市防災集団移転促進事業移転元地 買受及び借受申請書

防災集団移転促進事業移転元地を買受け（借受け）たく、下記のとおり申請します。

記

市有地の所在地	南相馬市
面積	計 m ²
土地利用区分	買受け ・ 借受け
(借受の場合) 借受期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
借受け(買受け) の 目的又は用途	
備考	ブロック番号：

様式第1号（記入例：借受けの場合）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

南相馬市長 様

日付、住所、氏名
を記入し押印願
います。

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地
氏 名 南相馬 太郎 印
連絡先 〇〇 - 〇〇〇〇

南相馬市防災集団移転促進事業移転元地 買受及び借受申請書

防災集団移転促進事業移転元地を買受け（借受け）たく、下記のとおり申請します。

記

市有地の所在地	南相馬市 区 字 番地 外 筆 南相馬市 区 字 番地 外 筆	ブロック毎の代表地番を ご記入ください。複数ブ ロックの場合は、列に分 けてご記入ください
面 積	計 〇.〇〇m ² （ブロック No.1001） 〇.〇〇m ² （ブロック No.1002）	
土地 利用 区分	買受け ・ <u>借受け</u>	どちらか一方に○をつけ てください
借 受 期 間 （借受の場合）	令和〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで （年間）	
借受け（買受け） の 目的又は用途	農業用資材置き場として使用するため	
備 考	ブロック番号：1001、1002	ブロック番号をご記入く ださい。

令和 年 月 日

南相馬市長 様

住 所

氏 名

生年月日

印

誓約書

南相馬市防災集団移転促進事業移転元地買受け及び借受け募集

標記募集へ応募するにあたり、以下 から の事項を誓約します。

破産者で復権を得ていない個人及び法律行為を行う能力に法令上の制限がある個人ではないこと。

住民票のある自治体の税（個人市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、特別土地保有税、事業所税）を滞納している個人ではないこと。

南相馬市暴力団排除条例第2条第1項、第2項、第3項に該当しないこと。

各種法令等による制限について、関係機関との協議、調整が整わず本来企画した土地利用ができなくなったとしても市に対し一切異議、苦情などは申しないこと。

なお、私の暴力団に関する事項について、福島県警察本部へ照会がなされることに同意します。

南相馬市長 様

日付、住所、氏名、生
年月日を記入し押印
願います。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所 県〇〇市〇〇町〇〇番地

氏名 南相馬 太郎 印

生年月日 昭和 年 月 日

誓約書

南相馬市防災集団移転促進事業移転元地買受け及び借受け募集

標記募集へ応募するにあたり、以下 から の事項を誓約します。

破産者で復権を得ていない個人及び法律行為を行う能力に法令上の制限がある個人ではないこと。

住民票のある自治体の税(個人市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、特別土地保有税、事業所税)を滞納している個人ではないこと。

南相馬市暴力団排除条例第2条第1項、第2項、第3項に該当しないこと。

各種法令等による制限について、関係機関との協議、調整が整わず本来企画した土地利用ができなくなったとしても、市に対し一切異議、苦情などは申し出ないこと。

なお、私の暴力団に関する事項について、福島県警察本部へ照会がなされることに同意します。

南相馬市暴力団排除条例(抜粋)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
(2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
(3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号。以下「規則」という。)第2条に規定する者を除く。)をいう。

様式第4号

防災集団移転促進事業移転元地買受け及び借受けに係る関係法令等手続状況報告書

令和 年 月 日

南相馬市長 様

住所

氏名又は商号若しくは名称

代表者氏名

印

移転元地利用に係る関係法令及び当該法令等の確認結果については下記のとおり、相違ありません。

	項目	該当の有無	現況（有の場合のみ）	確認・手続先	市 確認欄
1	事業内容の事前確認	必須	済	確認日： 部署： 担当者名(役職)： 連絡先(TEL)：	
2	都市計画法に基づく開発許可	有無	事前協議済 手続中 手続予定 (年 月 予定)	確認日： 部署： 担当者名(役職)： 連絡先(TEL)：	
3	農業振興地域の整備に関する法律に基づく市の農業振興地域整備計画の変更手続	有無	事前協議済 手続中 手続予定 (年 月 予定)	確認日： 部署： 担当者名(役職)： 連絡先(TEL)：	
4	農地法に基づく農地転用許可	有無	事前協議済 手続中 手続予定 (年 月 予定)	確認日： 部署： 担当者名(役職)： 連絡先(TEL)：	
5	建築基準法に基づく建築確認申請	有無	事前協議済 手続中 手続予定 (年 月 予定)	確認日： 部署： 担当者名(役職)： 連絡先(TEL)：	
6	建築基準法に基づく災害危険区域による制限	有無	事前協議済 手続中 手続予定 (年 月 予定)	確認日： 部署： 担当者名(役職)： 連絡先(TEL)：	
7	南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例に基づく同意	有無	事前協議済 手続中 手続予定 (年 月 予定)	確認日： 部署： 担当者名(役職)： 連絡先(TEL)：	

8	水質汚濁防止法	有 無	事前協議済 手続中 手続予定 (年 月 日)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):	
9	福島県生活環境の保全等に関する条例	有 無	事前協議済 手続中 手続予定 (年 月 日)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):	
10	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	有 無	事前協議済 手続中 手続予定 (年 月 日)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):	
11	家畜伝染病予防法	有 無	事前協議済 手続中 手続予定 (年 月 日)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):	
12	行政区への事業説明会	有 無	実施済 実施予定 (年 月 日)	実施日時: 実施行政区: 実施場所: 区長氏名: 連絡先(TEL):	
13	福島県景観条例	有 無	実施済 実施予定 (年 月 日)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):	
14	複数のブロックを一体的に利用する場合 (使用許可・払下げ)	有 無	実施済 実施予定 (年 月 日)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):	
15		有 無	実施済 実施予定 (年 月 日)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):	
16		有 無	実施済 実施予定 (年 月 日)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):	
17		有 無	実施済 実施予定 (年 月 日)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):	
18		有 無	実施済 実施予定 (年 月 日)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):	

掲載した関係法令は、あくまで参考として例示したものであり、申請者の責任において、法令を所管する行政機関への照会等により、最終的な確認・手続きを行うこと。

掲載した法令のほかに該当するものがあれば追加で記入すること

防災集団移転促進事業移転元地買受け及び借受けに係る関係法令等手続状況報告書

令和 年 月 日

南相馬市長 様

日付、住所、氏名
を記入し押印願
います。

住所 南相馬市原町区本町二丁目27番地

氏名又は商号若しくは名称

代表者氏名 南相馬 太郎 印

移転に係る関係法令及び当該法令等の確認結果 相違ありません。

それぞれの事前協
議の手続き状況に
ついて記載願いま
す。

項目	該当の有無	現況（右 言のみ）	確認欄
1 事業内容の事前確認	必須	済	確認日:令和6年3月 日 部署:市公有財産管理課 担当者名(役職): 連絡先(TEL):0244-24-5405
2 都市計画法に基づく開発許可	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	事前協議済 手続済 手続中 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
3 農業振興地域の整備に関する法律に基づく市の農業振興地域整備計画の変更手続	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	事前協議済 手続済 手続中 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
4 農地法に基づく農地転用許可	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 事前協議済 手続済 手続中 手続予定 (年 月 予定)	確認日:令和6年4月2日 部署:市農業委員会事務局 担当者名(役職):〇〇 連絡先(TEL):〇〇-〇〇〇〇
5 建築基準法に基づく建築確認申請	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 事前協議済 手続済 手続中 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 令和6年4月3日 部署:市建築住宅課 担当者名(役職):〇〇 連絡先(TEL): 〇〇-〇〇〇〇
6 建築基準法に基づく災害危険区域による制限	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 事前協議済 手続済 手続中 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 令和6年4月4日 部署:市建築住宅課 担当者名(役職):〇〇 連絡先(TEL): 〇〇-〇〇〇〇
7 南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例に基づく同意	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 事前協議済 手続済 手続中 手続予定 (令和7年10月)	確認日: 令和6年4月4日 部署:市環境政策課 担当者名(役職): 連絡先(TEL): 〇〇-〇〇〇〇
8 水質汚濁防止法	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 事前協議済 手続済 手続中 手続予定	確認日:令和6年4月14日 部署:相双地方振興局 課 担当者名(役職): 〇〇 連絡先(TEL): 〇〇-〇〇〇〇

			(年 月 予定)		
9	福島県生活環境の保全等に関する条例	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 事前協議済 手続済 手続中 手続予定 (年 月 予定)	確認日：令和6年4月14日 部署：相双地方振興局 課 担当者名(役職)：○○ 連絡先(TEL)：○○-○○○○	
10	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	事前協議済 手続済 手続中 手続予定 (年 月 予定)	確認日： 部署： 担当者名(役職)： 連絡先(TEL)：	
11	家畜伝染病予防法	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	事前協議済 手続済 手続中 手続予定 (年 月 予定)	確認日： 部署： 担当者名(役職)： 連絡先(TEL)：	
12	行政区への事業説明会	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 実施予定 (年 月 予定) 実施予定無	実施日時：令和6年3月30日 実施行政区：行政区 実施場所：公会堂 区長氏名： 連絡先(TEL)：○○-○○○○	
13	福島県景観条例	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	実施済 実施予定 (年 月 予定) 実施予定無	確認日： 部署： 担当者名(役職)： 連絡先(TEL)：	
14	複数のブロックを一体的に利用する場合の事前相談 (使用許可・ 払下げ)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	実施済 実施予定 (年 月 予定) 実施予定無	確認日：令和6年4月5日 部署：市土木課 担当者名(役職)：○ (係長) 連絡先(TEL)：○○-○○○○	
15		有 <input type="checkbox"/> 無	実施済 実施予定 (年 月 予定) 実施予定無	確認日： 部署： 担当者名(役職)： 連絡先(TEL)：	
16		有 <input type="checkbox"/> 無	実施済 実施予定 (年 月 予定) 実施予定無	確認日： 部署： 担当者名(役職)： 連絡先(TEL)：	
17		有 <input type="checkbox"/> 無	実施済 実施予定 (年 月 予定) 実施予定無	確認日： 部署： 担当者名(役職)： 連絡先(TEL)：	
18		有 <input type="checkbox"/> 無	実施済 実施予定 (年 月 予定) 実施予定無	確認日： 部署： 担当者名(役職)： 連絡先(TEL)：	

掲載した関係法令は、あくまで参考として例示したものであり、申請者の責任において、法令を所管する行政機関への照会等により、最終的な確認・手続きを行うこと。

掲載した法令のほか、該当するものがあれば追加で記入すること

土地利用計画書

令和 年 月 日

南相馬市長 様

応募者又は代表応募者

住 所

氏 名

印

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。

南相馬市防災集団移転促進事業移転元地買受け及び借受け募集

標記募集に係る土地利用計画書を提出します。

1. 土地の表示	ブロック	
	所在地	
	面積	計 m ²
2. 土地利用目的		
3. 事業内容		

図面、事業内容の関係書類も添付すること

様式第5号（記入例：複数ブロックを活用する場合）

提出日を記入
してください。

土地利用計画書

令和 年 月 日

南相馬市長

押印してください。

応募者又は代表応募者

住所、氏名（法人の場合は商号
又は名称、代表者の役職及び氏
名）を記入してください。

住所 南相馬市原町区本町二丁目27
氏名 南相馬 太郎

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。

南相馬市防災集団移転促進事業移転元地買受け及び借受け募集

標記募集に係る土地利用計画書を提出します。

1. 土地の表示	ブロック	、
	所在地	() 南相馬市〇〇区〇〇字〇〇 〇番地外 筆 () 南相馬市〇〇区〇〇字〇〇 〇番地外 筆
	面積	計 〇〇〇〇 m ² (と の合計を記入)
2. 土地利用 目的	【例1】 駐車場として利用する。	
	【例2】 小規模な工場を建設する。	
3. 事業内容	【例1】 来客用の駐車場とする。	
	【例2】 日用品の製造及び販売をする。	

関係図面、事業内容の関係書類も添付すること

申請者

住所

氏名

印

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。

同意書（借受予定人）

南相馬市防災集団移転促進事業移転元地買受け及び借受け募集

標記募集の借受けへ応募するにあたり、以下の事項に同意します。

記

1. 同意する事項

「2. 申請地」における以下（1）～（3）の事項

（1）登記簿面積による借受けとなること。

（2）隣接地権者に以下～の内容を説明したうえで同意書（様式第7号）を取得すること

土地の利用計画、期間等の申請地を使用して行う事業内容

申請地の境界測量とそれに伴う境界杭の設置及び境界立会について、申請者又は南相馬市で実施しないこと

土地利用の際は土地の境界と思われる場所から十分間を空けて土地を使用すること

（3）土地の利用について利害関係人と問題が起きた場合において、申請人の全責任にて対応し、南相馬市へ対応や責任、費用負担を求めないこと。

2. 申請地

申請地	登記地目	登記簿面積(m ²)	摘要(ブロック)

不足する場合は行を追加してください。

住所、氏名を記入し、押印
願います。

申請者
住所 南相馬市〇〇区〇〇字〇〇 〇〇番地
氏名 南相馬 太郎 印
法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。

同意書(借受予定人)

南相馬市防災集団移転促進事業移転元地買受け及び借受け募集

標記募集の借受けへ応募するにあたり、以下の事項に同意します。

記

1. 同意する事項

「2. 申請地」における以下(1)~(3)の事項

(1) 登記簿面積による借受けとなること。

(2) 隣接地権者に以下 ~ の内容を説明したうえで同意書(様式第7号)を取得すること

土地の利用計画、期間

申請地の境界測量とそれに伴う境界杭の設置及び境界立会について、申請者又は南相馬市で実施しないこと

土地利用の際は土地の境界と思われる場所から十分間を空けて土地を使用すること

(3) 土地の利用について利害関係人と問題が起きた場合において、申請人の全責任にて対応し、南

2. 申請地

申請筆全ての情報を記載してください。
(ブロック全ての土地の場合は表のとおり記載も可。
ブロックの一部の土地の場合は、借受けしたい土地のみを記載)

【ブロック内の土地全ての場合の記載例】					
南相馬市	区〇〇字〇〇	〇番地外	筆	(空欄)	全て
【ブロック内の土地の一部の場合の記載例】					
南相馬市	区〇〇字〇〇	番地	宅地	205	の一部
南相馬市	区〇〇字〇〇	番地	宅地	520	の一部

不足

ブロックの一部の土地のみの借受け申請については、公募期間終了後(随時募集へ移行後)に未だ買受・借受予定人が決まっていなければ、応募可能です。

様式第7号

同意書（利害関係人）

下記の防災集団移転促進事業移転元地について、以下のことに同意します。

令和 年 月 日

（ 同意する内容に☑ ）

申請者が対象地を買受けすることについて、同意します。

申請者が対象地を借受けすることについて、同意します。

また、境界についても異議ありません。

利害関係人 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。

（同意者） 住 所

氏 名

印

連絡先

記

対象地	地目	地籍㎡	摘要(ブロック)
南相馬市			

不足する場合は行を追加してください。

申請者 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。

住 所

氏 名

様式第7号

(記入例：借受けの場合で測量しない場合 または
借受けの場合で測量・境界立会の結果、問題ない旨を確認した場合)

同意書(利害関係人)

下記の防災集団移転促進事業移転元地について、以下のことに同意します。

(同意する内容に☑)

申請者が対象地を買受けすることについて、同意します。

☑ 申請者が対象地を借受けすることについて、同意します。

☑ また、境界についても異議ありません。

【 隣接地権者が対応 】

以下 ②のいずれかに該当する場合に一番下の ☑を入れてください。

測量の結果、境界が問題ないことを確認した場合

境界測量、境界杭の設置並びに境界立会を実施せずに、南相馬市から申請者が、申請地を登記簿面積によって借受けすることに同意する場合

利害関係人 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の
(同意者) 住所 県 市・・・
氏名 南相馬 七郎 印
連絡先 0244 - 24 - 5405
記

申請地	地目	地籍m ²	摘要(ブロック)
南相馬市 区 字 番地	田		

利害関係人の所有する土地が隣接している対象地の情報のみ記載する。
原則、隣接地権者の人数分の同意書が必要

不足する場合は行を追加してください。

申請者 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。
住所 南相馬市原町区本町一丁目 番地
氏名 南相馬 太郎

様式第7号（記入例：買受けの場合）

同意書（利害関係人）

下記の防災集団移転促進事業移転元地について、以下のことに同意します。

令和 年 月 日

（ 同意する内容に☑ ）

- ☑ 申請者が対象地を買受けすることについて、同意します。
申請者が対象地を借受けすることについて、同意します。
- ☑ また、境界についても異議ありません。

【 隣接地権者にて 】
境界立会等の結果、境界が問題
ないことを確認したら一番下の
に☑を入れる。

利害関係人 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。

（同意者） 住 所 県 市・・・

氏 名 南相馬 七郎 印

連絡先 0 2 4 4 - 2 4 - 5 4 0 5

記

申請地	地目	地籍m ²	摘要（ブロック）
南相馬市 区 字 番地	田		

利害関係人の所有する土地が隣接
している対象地の情報のみ
記載する。
原則、隣接地権者の人数分の同意
書が必要

不足する場合は行を追加してください。

申請者 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。

住 所 南相馬市原町区本町一丁目 番地

氏 名 南相馬 太郎

様式第8号

意見書（行政区長）

下記の防災集団移転促進事業移転元地において、申請者が南相馬市へ借受け(買受け)の申請をすることについて、申請者から事業計画について説明を受けた結果、以下の意見を提出します。

令和 年 月 日
行政区長

記

1. 申請者

2. 行政区説明会実施の有無（有・無）

有の場合 実施日：令和 年 月 日 時 分から

場 所：

3. 意見

事業実施上の問題点・懸念点

要望点

その他

（行政区長判断で説明会開催を必要なしと判断したものはこちらにその旨を記載）

様式第8号（記入例：借受の場合）

意見書（行政区長）

下記の防災集団移転促進事業移転元地において、申請者が南相馬市へ借受け（~~買受け~~）の申請をすることについて、申請者から事業計画について説明を受けた結果、以下の意見を提出します。

令和 年 月 日
行政区長 南相馬 三郎

記

1. 申請者 南相馬 太郎

2. 行政区説明会実施の有無（有・無）

有の場合 実施日：令和 年 月 日 時 分から

場 所： 公会堂

3. 意見

事業実施上の問題点・懸念点

要望点

その他

（行政区長判断で説明会開催を必要なしと判断したものはこちらにその旨を記載）